

「酒精飲料中のメタノールの取扱いについて（案）」について（概要）

1. 改正の趣旨

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 6 条によれば、同条各号に該当する食品又は添加物は販売等を行ってはならないこととされており、昭和 29 年 7 月 15 日付け衛食第 182 号「有害飲食物等取締令の廃止について」及び昭和 60 年 1 月 31 日付け衛検第 42 号「酒精飲料中のメタノール含有量について」により、直接飲用に供することを目的とした酒精飲料（酒精分 1 容量パーセント以上を含有する飲料をいう。以下同じ。）にあって、 $1\text{ mg}/1\text{ cm}^3$ 以上のメタノールを検出したものは、法第 6 条第 2 号に該当するものとして措置しているところである。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会の意見及び内閣府食品安全委員会からの評価結果を踏まえ、酒精飲料中のメタノールに係る規制値について整理を行うものである。

2. 改正の概要

（1）直接飲用に供することを目的とした酒精飲料について、法第 6 条第 2 号に該当するものとして取り扱うものを、以下のとおり改正する。

現在： $1\text{ mg}/1\text{ cm}^3$ 以上のメタノールを含む酒精飲料

改正後（案）： $1.2\text{ mg}/\text{ml}$ を超えてメタノールを含む酒精飲料

（2）その他必要な規定の整備を行う。

3. 根拠法令

法第 6 条第 2 号